

弁護士実務に効く 判例にみる 宗教法人の法律問題

[著] 弁護士 本間 久雄(横浜関内法律事務所)

A5判・592頁 定価:本体4,300円+税

神弁協叢書
第一弾

特長 ①

宗教法人法をはじめとして、墓埋法、民法、刑事法等、宗教法人が関わる法規・制度において、そこで問題となる法律問題について関係判例をもとに解説。

弁護士実務に効く

判例にみる 宗教法人の 法律問題

横浜関内法律事務所
本間久雄 著

神弁協叢書
第一弾!

こんな裁判例があったのか!
宗教法人に関わる法律問題や
それに伴う紛争を解決するための
指針がつかめる

◎宗教法人法をはじめ、憲法、墓埋法、民法、刑事法等の
関連法を切り口に、豊富な裁判例を体系的に整理
◎裁判例を通じて宗教法の基礎的な知識が
ヴィヴィッドに把握できる

第一法規

特長 ②

各項目では、当該項目における法律問題を提示・解説したうえで、関係判例の判断内容とその根拠が簡潔に分かるよう、事案概要と判旨を紹介。

特長 ③

宗教法人に関わる法律問題及びそれに伴う紛争を体系的に整理し、関連する判例を約300件収録。



[監修] 生活衛生法規研究会

『新訂 逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律 第3版』も好評発売中!

宗教法人に関わる法律問題や紛争を解決するための指針がつかめる！

第2章 宗教とガバナンス

手続に宗制及び賞罰委員会規程に違反する事実は争点見られず、防衛行使の機会が与えられても不十分であるとはいえない。懲戒審査手続の結果、懲戒処分になったことについても、上記争点事実及びAの懲戒審査手続への対応をみると、明らかに不相応なものとはいえず、被包括関係の廃止の余地がなかったのであれば当該処分がされなかったとも認められない」として、宗教法人法78条1項の適用は認めず包括宗教団体（法人）による懲戒を有効であるとした。

2 包括・被包括関係に関する裁判例

（1）包括宗教団体による被包括宗教法人役員罷免訴訟

「第1章 宗教と憲法」の章でも紹介しましたが、宗教団体内部における懲戒処分の通告（有効性）等が問題となる訴訟に引ける最高裁の判断枠組みは、①具体的な権利義務ないし法律関係についての請求の可否の判断の前提問題として、特定人についての宗教上の地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈等にわたるものでない限り、裁判所は、その地位の存否（委任ないし罷免の通告）について審判権を有するが（最高裁昭和55年1月11日判決（種徳寺事件／判タ410号94頁）（27009187）、最高裁昭和55年4月10日判決（本門寺事件／判タ419号80頁）（2763775）等）。②他方、具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟で、訴訟を提起することが必要前提問題が、宗制に立ち入ることなくして上記前提問題の場合に、上記訴訟は、裁判所法3条1項で「訴訟は、その地位の存否（委任ないし罷免の通告）について審判権を有するが（最高裁昭和55年1月11日判決（種徳寺事件／判タ410号94頁）（27009187）、最高裁昭和55年4月10日判決（本門寺事件／判タ419号80頁）（2763775）等）」というものでした。

なお、宗教法人法85条は、「この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役員員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。」と規定しますが、この規定は、信教の自由を保障する観点から、調停、和解等の裁量的余地のある方法で宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項ないしは宗教上の役員員の任免その他に干渉することを禁止するものにすぎず、宗教団体内部の紛争が法的紛争である限りこれについて法的判断を加えることは、裁判所が当然その権限となすべきものです（大泉高裁昭和40年7月12日判決（判タ183号112頁）（27621800））。

それでは、包括宗教団体による被包括宗教法人の役員罷免関係訴訟（代表役員地位確認訴訟等）が、「法律上の争訟」に該当するとき、本案について裁判所はどのような判断基準を用いるのでしょうか。この点について参考となるのが以下の判決です。

東京地裁平成16年10月12日判決
判タ1249号294（28131498）

本件は、原告が、被告甲山乙寺大僧侶に対し、①被告甲山乙寺大僧侶が原告に対してした、被告甲及び被告甲山乙寺伊勢小僧侶責任役員解任処分が無効と主張し、被告甲山乙寺伊勢小僧侶及びその代表役員地位にある被告甲山乙寺伊勢小僧侶に対し、②原告がそれらの確認を求めた事案である。

第2章 宗教とガバナンス

・本件下山処分及び本件解任処分の違法性の判断の範囲

「具体的な権利又は法律関係の判断の前提問題として自律的な団体内部の構成員たる地位が判断の対象である場合、当該構成員たる地位をめぐる紛争は、本来、その団体の自律的な解決に委ねられるべき事柄であり、とりわけ宗教法人については、信教の自由が保障されていること（憲法20条、宗教法人法1条2項、85条）に鑑みると、裁判所としては宗教団体の自治を尊重すべきであり、宗教団体に係る紛争については、①当該処分が全く事理の根拠が著しく正統に反する場合には、裁量権の範囲を逸脱し、効と判断すべきと解するのが相当である。」

※1 役員罷免関係訴訟について、本判決と同様に、「法律上の争訟」に該当するとしても、団体の自律性の尊重に加え、信教の自由の保障を考慮して、裁判所の審理の対象を限定的に解するものとして、東京高裁平成5年6月29日判決（判タ857号257頁）（27825472）、高松高裁平成6年3月17日判決（判タ873号264頁）（27827039）、名古屋地裁平成8年1月19日判決（判時1570号87頁）（28011012）がある。

※2 東京地裁平成28年10月27日判決（D1-Law.com判例体系）（29021207）は、宗教法人の信者の除名処分であるが、除名事由の存否の判断基準について、「被告による原告の除名処分が有効であるかを判断するに際し、その処分の基礎となった事実の存否や当該事実を基礎とした処分内容の通告を判断するに当たっても、処分権者の裁量に基づく判断がすでに存在していることを前提として、その判断要素の取捨選択、その要素の分析・検討、こうした検討結果を前提とした処分内容の選択といった各判断過程に著しく不合理な点がないかどうかといった観点から検討すべきであって、裁判所が自ら処分権者と同じ立場に立って処分の基礎となる事実の有無を認定し、その

宗教法人に関わる
法律問題・課題を整理！

本書収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

Contents

第1章 宗教と憲法

- I はじめに
- II 信教の自由
- III 政教分離

第2章 宗教とガバナンス

- I はじめに
- II 規則
- III 備付書類
- IV 財産処分
- V 組織・機関
- VI 包括・被包括関係
- VII 合併・解散

第3章 宗教と墓地葬祭法

- I はじめに
- II 墓地に関する判例
- III 葬祭に関する判例

第4章 宗教と民事法

- I はじめに
- II 所有権
- III 賃貸借・使用貸借
- IV 不法行為
- V 宗教法人運営をめぐる問題
- VI 労働関係法
- VII 知的財産法

第5章 宗教と刑事法

- I はじめに
- II 礼拝所及び墳墓に関する罪の裁判例
- III 宗教法人運営に伴う刑事法裁判例
- IV 宗教的感情に関連する事案の刑事法裁判例

第6章 宗教と税法

- I はじめに
- II 法人税に関する裁判例（裁決例）
- III 固定資産税・都市計画税に関する裁判例
- IV その他の税目等に関する裁判例（裁決例）

事項索引/判例索引

詳細・お申し込みはこちら
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索

